

議会だより

みなみふらの



モンベル店内でクライミング体験の様子（4月29日）

第1回定例会概要	2～3 P
一般質問	4～7 P
臨時会概要	7 P
議会の動き	8 P

令和4年第1回定例会

令和4年3月10日～15日

令和4年第1回町議会定例会は、3月10日に招集され、会期を10日から15日までの6日間と決めた後、行政報告、教育行政報告、議会運営委員会報告、総務常任委員会報告があり、1議員による一般質問が行われました。その後、専決処分2件、令和3年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算6件の計9件を審議の結果、原案のとおり承認・可決し、その後、令和4年度一般会計予算他6特別会計予算、条例の制定及び一部改正11件の計18件が総務常任委員会に付託され、1日目を終了しました。

最終日の3月15日は、総務常任委員会に付託された令和4年度一般会計予算等18件について、委員長から「原案を可とする」報告がなされ、報告のとおり可決した後、1議案を審議の結果、原案のとおり可決し、全ての日程を終え、定例会

令和4年度各会計歳入歳出予算総括表

会計区分	令和4年度予算額	令和3年度予算額	比較	
一般会計	35億7108万円	44億792万円	△8億3684万円	
特別会計	国民健康保険事業	2億8077万円	2億7418万円	659万円
	後期高齢者医療事業	3885万円	3904万円	△19万円
	介護保険	3億1196万円	2億9895万円	1301万円
	町立診療所事業	8540万円	6546万円	1994万円
	簡易水道事業	1億5420万円	2億170万円	△4750万円
	公共下水道事業	1億2305万円	3億9826万円	△2億7521万円
	総計	45億6531万円	56億8551万円	△11億2020万円

※予算の内容については、町広報紙4月号に詳しく掲載されています。

を終了しました。

令和4年度予算を議決

前町長の退職に伴い、町民の暮らしに直結する必要経費を中心とした骨格予算案の編成とし、歳入については特定財源の積極的な確

保に努めるとともに、歳出については従来から計上している各種団体の運営、育成に要する負担金、補助金を初め、学校運営等の教育に必要な経常経費、また国及び道の採択を受けている事業並びに前年度からの継

続事業、施設等の管理運営経費を計上しています。

条例の制定

○南富良野町道の駅を核としたまちの賑わい拠点設置条例

道の駅再整備施設の設置運営について制定するものです。

条例の一部改正

○職員のサービスの宣誓に関する条例

押印規程の見直しに伴う、様式内容の改正です。

○議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

○南富良野町長等の給与に関する条例

議会議員及び特別職の6月と12月に支給する期末手当の支給率を合わせて100分の15月引き下げる改正です。

○南富良野町職員の給与に関する条例

人事院勧告に基づき、期

末手当の支給率を引き下げの改正です。

○南富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を適用除外にする改正です。

○南富良野町まちづくり応援寄附条例

まちづくり応援基金への積立に関する改正です。

○南富良野町国民健康保険条例

未就学児に係る国民健康保険税の均等割減措置が導入されたことによる改正です。

○南富良野町立高等学校の通学自動車の設置及び管理に関する条例

公共交通機関等を利用して通学する生徒への通学費助成額の拡充に伴う改正です。

○南富良野町新規就農者等育成条例

民法上の成人年齢の引き

下げに伴う改正です。

○南富良野町熊等捕獲奨励に関する条例

押印規程の見直しに伴う、様式内容の改正です。

その他

○上川町村等公平委員会共同設置規約の変更

上川中部福祉事務組合が加わったことによる変更です。

専決処分

○令和3年度一般会計補正予算

低所得者世帯に対する臨時特別給付金費用を補正するもので、歳入歳出の総額にそれぞれ5684万円を追加し、歳入歳出の総額を46億3744万円とするものです。

○財物事故に関する和解及び損害賠償

町有自動車により発生した財物事故に関し、車両の所有者との和解及び損害賠償を行うものです。

一般会計補正予算の主なもの

・減債基金積立金

5531万円

・富良野広域連合負担金

△1489万円

・まちづくり応援基金積立金

1537万円

・介護給付費訓練等給付費

△309万円

・児童手当

△177万円

・すこやか子ども医療助成費

△435万円

・新型コロナウイルスワクチン接種・感染対策事業費

△560万円

・健康診査・予防接種委託料

△235万円

・一般廃棄物処理施設使用料

△223万円

・幾寅地区農地耕作条件改善事業費

△1070万円

・道の駅再編整備に伴う地域おこし企業人交流プログラム事業負担金

△666万円

・公営住宅幾寅東団地改修工事

△1681万円

・会計年度任用職員人件費

△867万円

令和3年度各会計補正予算	補正額	補正後
一般会計	△2592万円	46億1152万円
国民健康保険事業特別会計	417万円	2億7847万円
後期高齢者医療事業特別会計	76万円	3864万円
介護保険特別会計	△1329万円	2億8565万円
簡易水道事業特別会計	△115万円	1億9003万円
公共下水道事業特別会計	△69万円	3億9151万円
町立診療所事業特別会計	△205万円	8479万円
合計	△3817万円	58億8061万円

閉会中の継続調査

総務常任委員会では令和3年第4回定例会以降、次の4件について閉会中の継続調査を行いました。

- ・道の駅再編整備について
- ・各地区公民館分館施設の在り方について
- ・南富良野町住宅建設促進事業及び危険廃屋解体撤去促進事業について
- ・民間医療機関に対する支援制度について



道の駅に隣接する複合型商業施設

一般質問 (要旨)

酒井 年夫 議員



① 幾寅地区団体営土地改良事業について

酒井 5年前の水害により被災した幾寅地区の農地の客土事業が進められているが、本事業については補助金と受益者負担のみで事業が進められ、町の支援がないと聞かされたが、その理由は何なのか伺う。

副町長 この事業は団体営の幾寅地区農地耕作条件改善事業であり、平成28年の豪雨災害で被害を受け、災害復旧により圃場の整備が完了したものの、地力の回復が遅れている農地、また、災害復旧にまで至らなかったものの豪雨の影響を受

け、同様に地力の回復が遅れている農地を対象とした農業生産者から暗渠、排水、客土、石礫除去などの基盤整備の要請を受け、本年度から3年間の計画で実施しているものである。当初、町としては受益者の負担軽減を念頭に置き、道営事業による整備を関係機関に要請をしたが、道営事業で事業化実施となると相当の期間がかかるという説明を受けた経緯も農業生産者には説明をさせていただいた上で、皆さんからは速やかに基盤整備を進めたいということ

で、団体営の農地耕作条件改善事業を進めることを了解いただいた。事業については、国費が55%で、受益者負担が45%という補助制度であり、町としては受益者負担の45%のうち25%を町が支援し、残り20%を受益者の負担ということで、事前にご理解いただいている。

酒井 受益者の皆さん方はこの町の助成を本当に理解しているのか。昨年度は天候不順で非常に農作物の出来が悪く、農家経済が大き

く詰まった状態にある。客土についても個人差はあるが200万円以上の個人負担が生じている。また、今回入れられている土に非常に砂利が多く、除れきをしなければならぬなどの問題を抱えており、その負担にどうも耐え切れないので、今回辞めようかという話も出ていると聞かされる。これらについて再度、受益者としてしっかり話の詰めをし、誤解のないような形で、町の助成も25%あることを話しながら、この団体営の土地改良事業についてさらなる配慮をお願いしたい。



幾寅地区の農地

② 新型コロナウイルス予防接種の現況について

酒井 第3回目のワクチン接種について、新聞報道や他町村の事例をみると本町は遅れているのではないのか。ワクチンが足りないのか、接種する医師の都合がつかなくて遅れているのか。また、5歳〜11歳の接種については富良野協会病院で行うということであるが、これも報道によると既に道内でも始まっているが、実施時期のめどがついているのか、さらに59歳以下については本当に3月23日までに接種が完了するのか、そのあたりの見通しについて伺う。

副町長 第3回目のワクチン接種時期については国の方針もなかなか定まらなかったこともあり、準備に若干時間がかかっていたが、1月からは中村医師の協力もいただき、ほぼ毎週の形で行っており、現状の接種体制の中、精いっぱいスケジュールで行っている。5歳〜11歳の接種につ

いてのめど、59歳以下の接種の見通し等については、担当課長から詳しく説明する。

保健福祉課長 59歳以下のワクチン接種については、めどとして3月23日までに終了する予定で日程を確保している。また、9月〜10月に2回目の接種を終えられた方は、4月に接種となる。併せて、転入者や学校の先生など4月に異動される方についても、集団接種2回と診療所での個別接種により、4月中旬頃をめどに接種を完了する予定である。また、5歳〜11歳のワクチン接種については、沿線5市町村で広域的な取組で行うべく、担当者会議を開き、協会病院では富良野市の一般の方の接種も行っている関係で、広域の4町村については3月18日、25日、4月1日の各金曜日にそれぞれ1回目の接種を行い、3週間後に改めて2回目の接種を行うことで日程を決めさせていただきます。現在、本町の5歳〜11歳のワクチン接種の対象者は124名で、希望調査の結果、46名が接

種を希望、希望しない方が19名、未定・未回収の方が合わせて58名となっているが、今後の接種希望者の増減も含め、5月以降の接種については、再度協会病院と沿線5市町村とで協議し、日程が決まり次第、案内していきたい。

酒井 本町には中村医師を入れて内科医が3名いる。医師が3名いても59歳以下の方の接種について3月23日までなのか、中村医師1人を対象にして3月23日までということなのか。

保健福祉課長 今回は、医療従事者の方については下田医師と町立診療所に3回目の接種をお願いした。また、大乗会関係の施設のうち、一味園については下田医師に依頼し、他については中村医師をお願いしている。町民向け集団接種については、中村医師に一括してお願しているが、4月の2回の集団接種については中村医師をお願いし、1回の個別接種については幾寅診療所で日程を組んでいる。

問 官製談合について、時系列的に住民に知らせるべきと思うが

答 承知していない部分も数多く、現時点での説明は難しい

3道の駅整備に伴う官製談合について

るべきと思うが、考えを伺う。

副町長 2月14日に官製談合防止法違反の容疑で、そして3月7日に収賄容疑、加重収賄ということ、逮捕されたとの報道がされたが、いずれの容疑事実についても、捜査当局からの具体的な説明は、私どもも受けていない。皆様が報道で見聞きする内容でしか私どもも承知をしていないが、本町に事実であれば、これは町民の皆様の憤りというののもとより、私たち職員に対する背信行為であり、誠に許される事ではないと思う。引き続き捜査が行われると思うが、最終的には司法の場で、全て裁判で事実が明らかになるということであり、当然、損害賠償等の案件もあるの、裁判には何らかの形で傍聴していかなければならぬということもアドバイスいただいている。本町に一日でも早く全容が解明されることを強く願っている。先ほども申したとおり、承知していない部分も数多い。町としては捜査

酒井 1点目として、今回の道の駅関係の整備事業で入札に伴う官製談合について、住民も非常に強い関心を持っているが、多くはその経過等についてマスコミの報道程度しか知らず、道警が本町に入って捜査を始めた速捕に至った経過について時系列的に住民に知らせ

には全面的に協力をしてい。その際、捜査当局のほうからは知り得た情報の取扱いについては十分注意するようにということ、重ねて指示を受けている部分もある。今の時点で時系列的に説明をさせていただくことはなかなかできないということ、ご容赦をお願いしたい。

酒井 2点目として、今回の道の駅整備に伴う業者選考、業者への聞き取り調査、入札の経過について伺う。

副町長 入札方法については建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事ともに町の地域限定型一般競争入札実施要綱及び共同企業体取扱要綱に基づき、令和3年5月18日に入札に伴う公告を行った。公告の内容は、入札参加資格として特定建設工事共同企業体の代表者は、旭川以南に本店を有し、町の入札参加資格がA等級に格付されていること、またその構成員も同様に旭川以南に本店を有し、町の入札参加資格がB等級以上に格付されていることを条件

として、入札参加資格審査に必要な申請書の提出期限を6月1日とした。その結果、建築主体工事では3企業体、機械設備工事では4企業体、電気設備工事では4企業体から入札参加の申請があり、内容を審査した結果、全て入札参加資格を有しており、6月3日付で各企業体にその旨、通知している。

談合情報については、6月15日入札予定の前の6月10日に寄せられており、町としては直ちに対応を協議し、談合情報として取り扱うことを決定し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、過去の事例、他町村のやり方等を参照し、この情報の信憑性の調査を行うことにした。併せてその調査を行うために6月15日予定の入札の延期を決定、その調査に当たる2名を指名させていただき、今回の公告によって申し込まれてきた業者24社、この代表者、構成員を含めて面談し、6項目について調査を行った。全業者からその時

点では談合に関してはそのような事実はないという返答をいただいたので、誓約書を提出していただき、この調査は終了している。法に違反する行為があると疑うに足りる事実が確認できなかったので、延期していた入札を6月18日に執行させていただいた。さらに入札ごとに執行者から入札後に談合の事実が明らかと認められた場合には、入札無効となる旨の告知をした上で入札を執行している。

ここまですでに入札の経過になるが、この時点ではこういう処理をした結果、トツプリーダーがこういった刑事事件となる犯罪の行為を起したということ、本当に申し訳なく思います。が、事実としてはこういう形で進めてきている。

酒井 入札を行った結果、3工事とも投書のとおり形で落札している。談合があった場合には取消しをするということも誓約書に書かせてあるはず。投書と同じ結果で落札をしたなら、契

約を一時保留し再調査するのが常識ではないか。調査したからそれでオールマイティーということになるのか。

また、官製談合という投書があるのなら業者だけの聞き取り調査では片手落ちではないか。投書にはつきり2人の名前が出ているのに、なぜ2人の事情聴取をしなかったのか。

併せて、今回談合に関与した業者を指名停止にする考えはあるのか。

副町長 官製談合が行われたのが分かったのは今であり、あの時の時点で調査をした結果、談合情報の信頼性については確認が取れなかった。その結果、その判断の下で議会の皆様にも議決として出して決定いただいたと私は思っている。

談合情報が寄せられて調査をやりますという指示は、私が町長に申し上げ、町長もやりなさいということ、調査を行った。これはもう、町長が天地神明に誓って関与しておりませんという言

葉がこの場であった。しかし官製ということであれば、それには官が絡んでおり、そういうところの調査について欠落していたことに対して、おわび申し上げます。

指名停止の部分については弁護士等にも相談してきたこともあるので、総務課長から説明する。

総務課長 有我工業所については逮捕時一度指名停止、そして今回さらに収賄で再逮捕されたので、3月7日時点で2年間の指名停止処分を指名停止委員会において決定している。秋山氏が代表を務める業者だが、指名願が出されてはいないが、通常の請負において、指名願が出ていない業者でも契約行為を結んでおり、建設工事以外の指名停止基準に該当するのかが現在検討中

で、今のところ指名停止処分を出している状況ではないというのが現状である。

酒井 指名願が出ているかどうかの問題ではない。非常に住民も注目し、内容的にも知りたがっている。

我々議会もそうだが、行政としていかにチェック機能の機能を果たすか大きな問題である。そういう一面も踏まえ、きちんと筋を通した取り進めをお願いする。

酒井 3点目として、地域限定入札の方法についての功罪があるとすれば何う。

副町長 町としては地域限定型一般競争入札と共同企業体取扱要綱、この共同企業体方式とセットで行うことにより、大規模な工事であっても構成員等に地域の業者が入っていきけるということ、地域限定にすることにより業者数がある程度制限し、共同企業体方式を採用することによって構成員として地元業者が参加する機会が得られるというところで、この方式を採用してきた。

一般論で言われているメリットとしては、不良、不適格業者の混入する可能性が少なくなると言われている。デメリットの部分については、地域を限定するという

ことで、逆に一般競争入札と比較すると業者数が限られるので、そういう意味では競争性がどうなのか、逆に談合みたいなこともしやすくなるというようなことが懸念されるといふことで言われており、功罪といふか、メリット、デメリットという部分については以上のよう

な認識を持っている。

酒井 地域限定をやる場合には地元の業者だけの入札、工事発注、これは地域限定にすべき。地元の業者を守る、働いている者を守る、家族を守るといふ観点から地域限定というのは分かる。

だが、今回の主体工事の地域限定は富良野のA級業者のみで旭川から1本も来ない。これはかつてからそうだ。逆に言うとここ10年ぐらい、地域限定でうちの大型建設工事を落とした業者、多分4、5本あるだろう。

談合を生みやすい形の地域限定に、うちの場合は結果論としてなってしまう。だから従来からいろうなうわさが出ていた。特定業者との結びつき云々、だ

から私は何回もこの大型工事のときには、地域限定をなぜやるんだと問いただしている。本当に特定をつけるのなら、うちの町の業者だけでやる場合は地域限定、ぜひやってください。ただし、町外の業者が入らなきゃならないA等級の仕事の場合は、これは一般競争入札にすべき。うちの場合は結果的に地域限定型というのは罪のほうに働いた、功のほうには何も働いていないと、これだけは厳しく指摘しておく。

町の貴重な財源を使うのだから、厳正な工事発注指名の在り方、これをぜひ願います。

※今回の一般質問は、町長が不在のため、職務代理者である副町長が主に答弁を行いました。

令和4年第1回 臨時会 2月21日

令和4年第1回臨時会は2月21日に招集されました。

2月17日、町長から議長に対し2月21日をもって職を辞したい旨の辞職願が提出され、法で定める退職の期日(20日)前であったため、退職の期日に関する案件が上程されました。

採決は起立採決で行われ、起立多数で同意し閉会しました。

(賛成6・反対0)

令和4年第2回 臨時会 3月28日

令和4年第2回臨時会は3月28日に招集されました。

3月22日、町長職務代理者副町長から議長に対し4月1日をもって職を辞したい旨の辞職願が提出され、法で定める退職の期日(20日)前であったため、退職の期日に関する案件が上程されました。

採決は起立採決で行われ、起立多数で同意し閉会しました。

(賛成6・反対0)

令和4年第3回 臨時会 4月28日

令和4年第3回臨時会は4月28日に招集され、提案された専決処分2件について原案のとおり承認し、人事案件2件についても原案のとおり同意し閉会しました。

■令和3年度南富良野町一般会計補正予算

歳入歳出の総額にそれぞれ1億1574万円を追加し、歳入歳出の総額を4億2726万円とするものです。

■南富良野町税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正により、町民税及び固定資産税に関する改正が行われるものです。

■副町長の選任

4月2日より欠員となつていた副町長について、岩淵秀一氏を選任したいとして同意を求める議案が町長

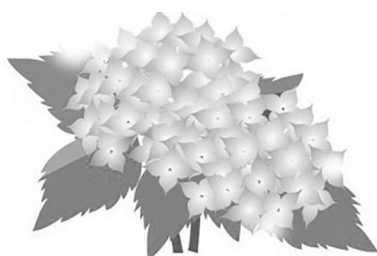
から提出され、投票採決の結果、賛成多数で原案のとおり同意することに決定しました。

(賛成5・反対0)

■教育長の任命

岩淵秀一氏が副町長に選任されたことにより欠員となる教育長について、鈴木誠氏を任命したいとして同意を求める議案が町長から提案され、投票採決の結果、賛成多数で原案のとおり同意することに決定しました。

(賛成5・反対0)



議会の動き

令和4年2月～令和4年4月

2月 9日 ○富良野広域連合議会第1回定例会
(富良野市)

10日 ○上川町村議会議長会定期総会
(旭川市)

18日 ○全員協議会
○議会運営委員会

21日 ○南富良野町議会第1回臨時会
○議会運営委員会
○全員協議会

3月 1日 ○南富良野高等学校卒業証書授与式

4日 ○議会運営委員会

10日 ○南富良野町議会第1回定例会

～15日 ○議会運営委員会
○全員協議会
○総務常任委員会
○議会広報特別委員会

11日 ○南富良野中学校卒業証書授与式

18日 ○南富良野小学校卒業証書授与式

19日 ○南富良野西小学校卒業証書授与式

28日 ○南富良野町議会第2回臨時会
○議会運営委員会
○全員協議会

4月 6日 ○南富良野西小学校入学式

7日 ○南富良野中学校入学式

8日 ○南富良野高等学校入学式

11日 ○南富良野小学校入学式

14日 ○南富良野町林野火災予消防対策協議
会

27日 ○道の駅複合型商業施設オープニング
セレモニー

28日 ○南富良野町議会第3回臨時会
○議会運営委員会
○全員協議会

議会を傍聴してみませんか

町議会は、定例会が年4回(3月・6月・9月・12月)開かれ、そのほか臨時会が必要ある時に開かれます。

議会の傍聴は町政の運営状況や議員の活動状況を知るよい機会です。

定例会では議案審議のほかにも、議員が行政に質問をする「一般質問」も行われます。

お気軽にお越しください。皆様の傍聴をお待ちしております。

次の定例会の開催予定は 6月17日(金)～24日(金)です。

会議中継映像をインターネット(YouTube)で動画配信しています。生中継と録画配信をしており、いつでも視聴できますので、ぜひご覧ください。



※ 録画配信されるまでに時間がかかる場合があります。



← 定例会等の日程や議会だよりなども町のホームページからご覧いただけます。
<http://www.town.minamifurano.hokkaido.jp>